

## 欧州経済共同体の性格に関する若干の考察

桑 原 輝 路

—

欧州石炭鉄鋼共同体 (La Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier) は、一九五一年四月十八日署名の「欧州石炭鉄鋼共同体を設立する条約」<sup>(1)</sup> (発効一九五二年七月二十五日) によって設立され、欧州経済共同体 (La Communauté Economique Européenne) は、一九五七年三月二十五日署名の「欧州経済共同体を設立する条約」<sup>(2)</sup> (発効一九五八年一月一日) によって設立された。両共同体の設立の間に欧州防衛共同体 (La Communauté Européenne de Défense) の坐折がある (「欧州防衛共同体を設立する条約」一九五二年五月二十七日署名、一九五四年八月三十日フランス国民議会批准拒否)。それが両共同体の性格を異るものたらしめた最大の原因である。

石炭鉄鋼共同体の機関は、最高機関 (Haute Autorité)、共同総会 (Assemblée commune)、閣僚特別協議会 (Conseil spécial de ministres) および司法裁判所 (Cour de Justice) である<sup>(3)</sup> (CECA<sup>(3)</sup> 条約七条)。

経済共同体の機関は、総会 (Assemblée)<sup>(3b)</sup>、理事会 (Conseil)、委員会 (Commission) および司法裁判所 (Cour de justice) である(約四条)。

経済共同体条約の署名と同日、「欧州共同体に共通な若干の機関に関する協定」<sup>(4)</sup>が署名され、同協定により総会および司法裁判所は両共同体(および欧州原子力共同体)に共通とされた。問題の範囲を限定するため、両共同体に共通なこの二つの機関は考察の外におく。ここで考察の対象とするのは、従って石炭鉄鋼共同体の最高機関および閣僚特別協議会、経済共同体の理事会および委員会、とくに経済共同体の二機関についてである。その地位と権限の面からこの四つの機関を検討し、共通点、相違点をあげつつ、このごく限られた視角からとらえられる両共同体のひとつの著しい違いを述べたいとおもう。

(1) *Traité instituant la Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier.*

原文は、

P. Reuter et A. Gros, *Traités et Documents Diplomatiques*, 1960, pp. 189~241.

訳文は、

佐藤和男「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設に関する条約——解説と試訳——」(国際法外交雑誌 五七巻二号 六一—九三頁)

(2) *Traité instituant la Communauté Economique Européenne.*

原文は、

Reuter et Gros, *op. cit.*, pp. 242~325.

訳文は、

経済外交研究会編「欧州経済統合の動き」昭和三四年 一四三—二〇三頁

(3a)

(3b) 石炭鉄鋼共同体には、最高機関を補佐する機関として諮問委員会 (Comité consultatif) があり、経済共同体には、

理事会および委員会を補佐する機関として経済社会評議会 (Comité économique et social) があるが、これを一般的

に石炭鉄鋼共同体および経済共同体の機関と称することは可能であるとしても、CECA条約七条およびCEE条約四  
条の規定上の「機関」(institution)とは一応区別して考へべきであらう。  
なおこのことについては、

D. S. Constantopoulos, *The European Economic Community (E.F.C.). A "Real Union,"* pp. 43~44, note 9b.

(4) *Convention relative à certaines institutions communes aux Communautés Européennes.*

原文は、

Reuter et Gros, *op. cit.*, pp. 381~384.

なお一九五七年三月二十五日、ローマにおいて署名されたのは経済共同体条約、「欧州原子力共同体(ユーラトム)を  
設立する条約」(*Traité instituant la Communauté Européenne de l'Energie Atomique (EURATOM)*) (原文  
Reuter et Gros, *op. cit.*, pp. 326~380.) および右の協定の三つである。これら三条約の署名国は、フランス、ベルギ  
ー、西ドイツ、イタリア、リニクサンブール、オランダの六カ国である。

## 二

石炭鉄鋼共同体の最高機関は、「一般的能力によって選ばれる九名の構成員」によって構成される。そして最高機  
関の構成員は、「共同体の一般的利益のために、完全に独立してその職務を行う」ことが要求され、そのため構成員  
は「その職務の遂行にあたって、いかなる政府またはいかなる組織の指示をも求めたり、また受け」たりすること  
を禁止され、「その職務の超国家的性格と相容れないいかなる行為をもさしひかえる」ことを義務づけられている。他  
方、共同体構成国に対しては、「この超国家的性格を尊重し、最高機関の構成員にその任務の遂行にあたって影響を  
与えることのないよう」義務づけている(CECA条約九条)。最高機関の構成員の地位の喪失について、条約は司法裁判所の決  
定による罷免(CECA条約一二条)および総会における非難動議の決定による総辞職(CECA条約二四条)について規定しているが、最高機関  
の構成員が国家(政府)によって罷免されることはない。

要するに最高機関の構成員は、国家代表の資格ではなく、個人的資格において選ばれ、その地位は国家から独立である。そのような構成員によって構成される最高機関は、構成国から独立の地位を有する機関であるといいうる。

構成、地位の点で、この最高機関に対応する経済共同体の機関は委員会である。委員会は「一般的能力によって選ばれ、かつ独立の保証のある九名の構成員」によって構成され、委員会の構成員は、「共同体の一般的利益のために完全に独立してその職務を行う。委員会構成員は、その任務の遂行にあたって、いかなる政府またはいかなる組織の指示をも求め、または受けない。構成員は、その職務の性格と相容れないかなる行為をもさしひかえる。各構成国はこの性格を尊重し、委員会の構成員にその任務の遂行にあたって影響を与えることのないよう約束する」(CEE条約一五七条)。また条約は司法裁判所の決定による罷免(CEE条約一五七条)および総会における非難動議の決定による総辞職(CEE条約二四四条)について規定しているが、委員会の構成員が国家(政府)によって罷免されることはない。

このように委員会も個人的資格において選ばれる構成員から構成され、その地位は構成国から独立である。規定上も機関の名称が変わったことと、最高機関構成員の職務の「超国家的性格」が、たんに委員会構成員の職務の「性格」となり、「超国家的」の語が消えたこと<sup>(5)</sup>以外に殆んど変わっていない。

それでは最高機関と委員会は、その独立性において全然差異がみとめられないか。構成員の任命方式および任期との関連において両者の独立性の差異を指摘することができる。委員会の構成員は「構成国政府により、全員の一致に基いて任命される」(CEE条約一五八条一項)。最高機関の場合は、九名の構成員のうち八名が委員会の場合と同様、構成国政府により全会一致で任命されるが、九人目の構成員は、構成国政府により任命された八名の構成員により多数決(五票)によって選任される。また任期満了および総辞職に基く改任の場合は、構成国政府の全会一致がえられないときは、六分の五の多数決により八名の任命を行い、あと一名については、やはり八名による選任の方法がとられる(CECA条約一〇一条)。

両機関の構成員の任命が構成国政府によってなされるとはいえ、両機関が政府の管理下にたち、政府の訓令により決定を強いられ、また決定を取消され、その存立が政府の意志にかかっているというわけではなく、その地位が構成国政府から独立であることは前にみたとおりである。しかし機関構成員の地位の独立性は、任命の国家からの独立によってより完全なものとなるであろう。<sup>(6)</sup> 経済共同体の委員会の構成員の任命が例外なく構成国政府の全会一致によってなされるのに対し、石炭鉄鋼共同体の最高機関の場合は、この方法と構成員による選任の方法が併用され、また改任にあたっては構成国政府間の多数決の原則がとりいれられているということは、任命の国家からの独立への一歩前進を意味するであろう。したがってこの点を考慮に入れるならば、その独立性について最高機関により多くの配慮がなされているということができ、その限りにおいて委員会の独立性は、最高機関にくらべ若干後退しているということができるであろう。

最高機関の構成員の任期が六年(CECA条約九条一項)であるのに対し、委員会構成員の任期は四年(CEE条約二条二項)と短くなっていることもまた委員会の独立性の後退を示すものといえる。

石炭鉄鋼共同体の最高機関および経済共同体の委員会が、超国家的機関とよばれるのは、主としてその地位の国家からの独立性によってである。委員会に最高機関とくらべて独立性の後退がみられるということは、ともに超国家的機関とよばれるとしても、両者の超国家性に差異のあることを示している。

つぎに石炭鉄鋼共同体の閣僚特別協議会は、「構成国の代表によって構成される。各国はその政府の一員を代表に任命する」(CECA条約二七条一項)。経済共同体の理事会は、「構成国の代表によって構成される。各政府はその一員を代表に任命する」(CEE条約一四六条一項)。殆んど同文の、そして意味は全く同一の規定である。両機関は構成において全く同じである。(しかももちろん共通の機関ではない)。両機関とも構成国それぞれの政府によって任命される「国家代表」によって構成され

る。従って両機関の構成員は、それぞれの政府の訓命に拘束され、その地位はそれぞれの国家に依存している。両機関の構成員は一定の任期をもって任命されるものではなく、交替は各国政府の任意であり、従ってその地位は政府への強い従属性を有し、またその国の政治情勢の影響をうけることが多い。

(5) 機関名称の変更と「超国家的」の語の消失は決して無関係ではなく、これらの変化が「単なる偶然」ではないことが、しばしば指摘される。例えば、

F. Dehousse, *Les aspects politiques et institutionnels de la Communauté Economique Européenne*, p. 38. (dans *Les Aspects Juridiques du Marché Commun*, 1958, pp. 35~49.)

W. Penninckx, *Institutions européennes et Marché Commun*, 1959, p. 66.

名称の変更は委員会の独立性の後退、任務、権限の変化の反映であろう。「超国家的」の脱落に欧州防衛共同体の失敗のひとつの影響をみることができ、CECA条約と比較してCEE条約にみられるこの機関の名称の変更と超国家的の語の脱落と機関に関する規定の移動および配列順序の変更が経済共同体のいわゆる超国家性の後退を象徴するものとしてつねに指摘される。

(6) 構成員の任命が政府から独立している機関に総会がある。総会への代表は各構成国それぞれの定める手続に従って構成国の議会が任命する(CEE条約<sup>1)</sup>。さらに条約は全構成国における統一手続による直接普通選挙によって代表の選任が行われるべきことを予定している(同条<sup>3</sup>)。総会の構成員は「国民の代表」であって(CEE条約<sup>2)</sup>、国家の代表ではなく、従って政府の訓命に拘束されることはなく、その地位は独立である。この地位の独立性は任命の政府からの独立によってより高められている。

### 三

石炭鉄鋼共同体の最高機関および経済共同体の委員会は、その構成員の地位の独立性 (両機関の構成員の間に若干の

差異がみられるが) によつて、構成国から独立の機関である。このような性格を「超国家的」とよびうるとすれば、最高機関および委員会は超国家的性格の機関である。他方、石炭鉄鋼共同体の協議会および経済共同体の理事会は、伝統的な国際機構において普通にみられる国家代表によつて構成される機関であり、保守的な、いわば国家間の性格の機関である。従つて石炭鉄鋼共同体および経済共同体は、それぞれその主要な機関として、超国家的性格の機関と国家間の性格の機関とを備えているといふことができる。そこで次に問題となるのは、この性格の異なる二つの機関のうちどちらの機関が、それぞれの共同体の中において、より重要な任務をもち、より優越した地位を占めているかといふことである。

石炭鉄鋼共同体の最高機関は、「本条約により定められた目的の達成を、本条約によつて規定された条件に基いて、確保する任務を有する」(CECA条約八条)。そして最高機関は、「その委任された任務の執行のため、本条約に規定された条件に基いて、決定を行い、勧告をし、または意見を述べる」(CECA条約二四条一項)。決定および勧告は拘束力を有する(同条二項)。すなわち最高機関は石炭鉄鋼共同体の目的を実現すべき任務を有し、その任務の遂行のために決定権を行使する。多くの場合、最高機関が決定権を行使するにあつて、協議会(およびその他の機関)の干与(同意、諮問等)が規定されており、また「協議会が共同目的の達成に適當または必要と認めるあらゆる提案および措置を検討するよう最高機関に請求することができる」(CECA条約二六条三項)という意味において、協議会に最高機関に対するいわゆる発議権が与えられている。しかし決定権は原則として最高機関に属し、共同体の活動において最も重要な役割を演ずるのは、決定機関としての最高機関である。

経済共同体において理事会は、「本条約により定められた目的の達成を確保するため、本条約によつて規定された条件に基いて、——構成国の一般経済政策の調整を確保し——決定権を行使する」(CEE条約一四五条)。理事会の任務は二つの面

において現われる。一つは石炭鉄鋼共同体の協議会と同じく、国家代表機関として構成国の一般経済政策を構成国相互間において、また共同体の経済政策との間において調整するということであり、他は条約によって定められた目的の実現のため「決定権を行使する」ことである。委員会は「共同市場の運営および発展を確保するため、——本条約の規定および本条約に基き諸機関によってとられる措置の適用を監視し、——本条約に明文の規定のある場合または委員会が必要と認める場合は、本条約に規定する事項について勧告または意見を述べ、——本条約に規定する条件に基いて、独自の決定権を行使し、また理事会および総会の行為の形成に参与し、——理事会の定める規則の執行のため、理事会によって委員会に与えられる権限を行使する」(CEE条約一五五条)。委員会の任務の規定はやや複雑であるが、委員会もまた「独自の決定権を行使する」と規定されている。そして一八九条は「理、事、会、お、よ、び、委、員、会、は、その任務の達成のため、本条約に規定される条件に基いて、規則および命令を定め、決定をおこない、勧告または意見を述べる」と規定している。規則、命令および決定は拘束力を有する(一八九条三、四項)。経済共同体条約においては、理事会および委員会がともに決定権を行使することが規定されている。しかしこのことは両機関が対等の地位にあることを意味するものでもなく、また権限が競合していることを示すものでもない。「本条約に定める条件に基いて」という限定句は、両機関がそれぞれ決定権を行使する場合とその条件とが個々に条約によって明示されていることを示している。(従って両機関に一般的ないわゆる立法権を与えたものではないことはいうまでもない。このことは石炭鉄鋼共同体の最高機関についても同じである)。そこでいかなる事項について両機関それぞれが決定権を行使するか、とくに拘束力ある決定をなしているかは、個々の条文について検討してみなければならぬ<sup>(7)</sup>。そのような検討の結果いえることは、規則、命令または決定の干与が予定される大部分の場合は、そして最も重要な事項については、決定権は理事会に保留されているということである。委員会に「独自の決定権」が与えられているが、それは経済政策の作成のような共同市場のより発

展的な面において適用されることはなく、差別の排除(CEE条約七九条4)とか援助の廃止(九三二条)というようなむしろ共同市場発展のための地ならしの面において、あるいはまた保護条項の許与(三七条3、一〇七条2等)等の共同体の利益というよりはむしろ国家的利益のために奉仕する面(8)において適用されるにすぎない。いずれにしろ委員会の決定権は、限られた、かつ第二次的な重要性をもつ事項について行使されるにすぎない。従って経済共同体における主たる決定機関は理事会であるといわなければならない。

理事会は「決定権を行使する」、委員会は「独自の決定権を行使する」という表現は、理事会が本来の決定機関であることを示すものである。また理事会の任務についての規定と石炭鉄鋼共同体の最高機関の任務についての規定との間にみられる興味ある類似を指摘することができる。「最高機関は、本条約により定められた目的の達成を、本条約によって規定された条件に基いて、確保する任務を有する」(La Haute Autorité est chargée d'assurer la réalisation des objets fixés par le présent traité dans les conditions prévues par celui-ci.)(CECA条約八条)。「本条約により定められた目的の達成を確保するため、本条約によって規定された条件に基いて、理事会は……」(En vue d'assurer la réalisation des objets fixés par le présent traité et dans les conditions prévues par celui-ci, le Conseil :……)(CEE条約一四五条)。経済共同体条約の立案者の意図は明らかに石炭鉄鋼共同体における最高機関の任務と比肩しうる任務を、経済共同体においては理事会に与えることにあると思われる。

経済共同体の活動において重要な役割を演ずるのは、主たる決定機関である理事会である。しかし制度的なままとまりという点からいうと、経済共同体は石炭鉄鋼共同体に劣っている。経済共同体においては、ともかくも決定権は理事会と委員会とが分有している。そしてそのうち主たる決定機関が理事会である。ここに石炭鉄鋼共同体と比較して経済共同体の本質的な相違のひとつをみることができるとする。すなわち執行権の一元的構成と二元的構成の相違、そして

石炭鉄鋼共同体においては、超国家的性格の機関である最高機関が決定機関の地位を占めているのに対し、経済共同体においては、国家代表機関であり国家間の性格の機関である理事会が主たる決定機関であるということの相違である。

(7) La Communauté Economique Européenne : Aspects institutionnels. (Annuaire Français de Droit International, 1957, pp. 491~517.)

右に理事会の干与が規定されている諸条(委員会(一)の協力なしに行われる場合、委員会(二)の提案に基づく場合、委員会(三)の議決を取消しうる場合と三つに分けられている)、委員会(四)の独自の決定権の行使を規定している諸条の一覧表および規則、命令、決定の干与について規定されている諸条の一覧表が掲載されている(決定権の主体も示されている)。なお諸機関の内部運営に関する諸決定について規定している諸条は、この一覧表から除外されている)。

なお桑原「欧州経済共同体の制度的考察」(I)(II)(商学討究 一一卷二号、三号)

(8) 委員会が、財政的性格を有する関税の代替が構成国に重大な困難をひきおこすと認めた場合には、委員会は一定の条件のもとにこの関税を保持することを構成国に許可する(一七条)。特別の困難に直面している構成国に対し、委員会はある種の関税の調整を猶予することを許可する(二六条)。資本移動が構成国の資本市場の運営を攪乱する結果を招くような場合には、委員会はその国が資本移動に関して保護措置をとることを許可する(一七条、二二条)。このように委員会が独自の決定権を行使する場合のなかに、国家的目的のためにその決定権を行使する場合が多くある。超国家的性格の機関である委員会が、共同体の超国家的目的のためというより、むしろ国家的目的のために、国家の主権を制約するためというより、むしろ主権の制限から国家を解放するために働く。このことをエロオは「消極的超国家性」(La supra-nationalité négative)とよんでいる。超国家的な機関による主権への奉仕が自己の超国家性に対して否定的(negatif)に作用するということであろう。エロオは経済共同体にみられるこの「消極的超国家性」を、「超国家的なフアサードに身をかくし、それをうまく利用してのさばり出た、己を偽った国家間主義、腹の黒い国家間主義——超国家的な手続の口添えや取次ぎによって、やんわりとその目的を仕遂げようとする(だからといって決して効果的でないわけではない)間接的、国家間主義であるにすぎない」ときめつけている。エロオは経済共同体条約にみられるこの間接的、国家間主義および直接的、国家間主義(前と区別して古典的、国家間主義をこうよぶ)を指摘し、経済共同体は石炭鉄鋼共

共同体と異り国家間の性格のものであると規定し、経済共同体の制度的装置にみられるこの国家間主義が、結局は条約の目的そのものを攻撃することになるであろうと述べ、市場組織の確保のためには超国家的メカニズムこそ不可欠なものであり、そのために諸機関が超国家性へ脱皮することが望まれると述べている。

G. Héraud, Observations sur la nature juridique de la Communauté Economique Européenne. (Revue Générale de Droit International Public, 1958, N° 1. pp. 26~56.)

#### 四

石炭鉄鋼共同体の最高機関は、拘束力のある「決定」および「勧告」を行う。決定は「あらゆる点で拘束力」<sup>(9)</sup>をもち、勧告は「それが指示する目標に関して拘束力」をもっている<sup>(CECA条約一四條)</sup>。そして「決定および勧告は、それが個別的性格を有する場合には、関係者へ通告を行うことによりその関係者を拘束する。その他の場合には、決定および勧告は公表を行うだけで適用される」<sup>(CECA条約一五條二項三項)</sup>。決定と勧告は、国家に対してだけでなく、個人(企業)に対しても行われるものである。その対象がたとえば一鉱山とか一企業であるか、または一セクターの全企業とか国家であるかによって、決定および勧告は個別的性格のものとなし、前者は「通告」により関係者を拘束し、後者は「公表」によるのみで実施される。従って最高機関の決定および勧告は、通告または公表を行うだけで、すなわち国家によるなんらの行為を必要とすることなく効力を生じ、構成国の関係企業を直接に拘束する。石炭鉄鋼共同体の最高機関が、構成国の企業に対し直接性を有する権限をもったということは、国際機構の発達史上、革命的な出来事といえるであろう。最高機関に与えられた権限のこの革命的な性格を、また「超国家的」と形容しうる。とすれば、最高機関は超国家的権限をもっているといえることができる。

経済共同体の理事会および委員会は、規則、命令を定め、決定を行い、勧告または意見を述べる。このうち拘束力

あるものは規則、命令および決定であり、個人への直接性と関係あるのは規則と決定である。「規則は一般的な効力 (une portée générale) を有する。規則はあらゆる点で拘束的であり、いずれの構成国においても直接に適用される」(CEE条約二項<sup>八九</sup>)。「決定はそれが指示する受領者に対して、あらゆる点で拘束的である」(同条<sup>四</sup>)。そして「規則は共同体公表される。規則はそれが定めている日に、もしその定めがない場合は、その公表ののち二十日目に効力を生ずる。

(命令および) 決定はその受領者に通告され、この通告によって効力を生ずる」(CEE条約<sup>一九一</sup>)。すなわち規則は国内的な手続を必要とすることなく、構成国の国民を直接に拘束する<sup>(10)</sup>。決定は必ずしも国家のみを対象とするものではなく、個人に対しても行われる場合があり、通告により直接その個人を拘束し、また一九二条に規定されている条件に基いて執行力を有する。規則および決定は、このように個人に対する直接性をもっている。規則は理事会および委員会の決定権行使にあたってとられる普通の形態ではなく、規則の制定が予定されまたは可能な場合は決して多くはない。とくに委員会に規則の制定権が与えられる場合は極めて稀である。また決定も本来個人を対象とする決定の形態であるというわけではなく、個人に対する場合はごく限られている。しかしとにかく「直接性」を有する権限が、理事会および委員会、とくに理事会に与えられている。従って経済共同体の理事会および委員会もまた、石炭鉄鋼共同体の最高機関と同様、超国家的権限をもっていることができる。

(6) 「あらゆる点で」(Les décisions sont obligatoires en tous leurs éléments) というのは、決定の拘束性が次に規定する勧告の拘束性とは異なるものであることをとくに示したものであろう。すなわち勧告(経済共同体の勧告は普通の国際機関の勧告と同様拘束力はないが、石炭鉄鋼共同体の勧告は拘束力がある)は、達成すべき目標(Les buts)を指示する行為であり、そこに示された目標を達成すべきことを義務づけているという意味において、「目標に関して」(dans les buts)拘束的である、がしかしその目標を達成するためにとるべき手段についてまで指示してはいない。その目標を達成するために適当と思われる手段の選択については勧告をうけたものの自由にまかされている。従って石炭鉄鋼共同体

の勧告は、その目標に関しては拘束的であるが、その手段については拘束的ではないというように分けられている。それに対して決定はそういう区別を設けず、「あらゆる点で」拘束的だという意味であると思われる。英文では「Decisions are binding in every respect.」という表現が用いられている（A. H. Robertson, *Legal Problems of European Integration*. Recueil des Cours, 1957, I, p. 141. 次の経済共同体の場合については Constantopoulos, *op. cit.*, p. 23. なお A. J. Peaslee, *International Governmental Organizations*, 1956, Vol. I, p. 363 には「石炭鉄鋼共同体条約の一四条のこの部分が Decisions shall be binding in all their details.」と英訳されている）。

このことは経済共同体条約の一八九条の規則についても同じである。II (Le règlement) est obligatoire dans tous ses éléments. また決定についても、La décision est obligatoire en tous ses éléments……

なお命令は、石炭鉄鋼共同体の勧告と同様、「達成すべき結果に関しては」(quant au résultat à atteindre) 命令を受けた国を拘束するが、その結果をもたらすべき「方式および手段に関しては」(quant à la forme et aux moyens) その国の権限に委されている。多少表現は異なるが意味するところは同じであろう。

(10) 「規則はあえていうならば『共同体の法律』(les lois communautaires) である。石炭鉄鋼共同体以来、欧州の最近の条約は、その若干の機関、すなわち石炭鉄鋼共同体においては最高機関、共同市場およびユーラトムにおいては理事會および委員会に、次のような権限を認めたという事実によって、重大な刷新、わたくしはそれを革命的とよんでみたいほどの刷新がおこなわれた。すなわち共同体の全領域に対して直接的効力をもつ規範を制定する権限、いいかえれば何よりもまず国家に対して、その機関に対して、例えば行政機関および司法機関に対して拘束力のある、さらにいうまでもなく共同体の諸機関に対して拘束力のある、しかのみならず自然人であろうと法人であろうと、あるいはまた共同体の権限に属する企業であろうと一切の主体に対して、等しくかつ直接的に拘束力のある規則を制定する権限である」。

P. Pescatore, *Les aspects fonctionnels de la Communauté Economique Européenne, notamment les sources du droit*. pp. 64~65. (dans *Les Aspects Juridiques du Marché Commun*, 1958. pp. 51~83.)

右にみたように、石炭鉄鋼共同体および経済共同体の決定機関はともに超国家的権限をもっている。この点に関する限り両共同体は同列である。

直接性を有する権限を超国家的権限の名をもってよんだと同様に、またその地位が独立性を有する機関を超国家的性格の機関とよんだ。そして石炭鉄鋼共同体においては、超国家的性格の機関である最高機関が決定機関であり、経済共同体においては決定機関は二元構成をとるが、そのうち伝統的な国家間の性格の機関である理事会が、主たる決定機関であることをみた。従って石炭鉄鋼共同体においては超国家的性格の機関が超国家的権限をもち、それに反して経済共同体においては主として国家間の性格の機関が超国家的権限をもつ<sup>(11)</sup>。両共同体ともにその決定機関が超国家的権限をもつとはいえ、ここに両共同体の根本的な相違をみることができる<sup>(12)</sup>。

(11) 石炭鉄鋼共同体は一般に「超国家的機構」とよばれる。その最大の理由は、超国家的性格の機関（最高機関）が、超国家的権限をもつということ、いかえれば独立性を有する最高機関が、直接性を有する権限をもっているということにあるだろう。その機構の超国家的性格の機関が超国家的権限をもつということが、超国家的機構の規準と考えられているといえよう。（シャルル・ド・ヴィツシエルは、「石炭鉄鋼共同体はその構成国に所属する企業に対する最高機関の決定の直接的性格により連邦組織に接近している」「この《直接性》が石炭鉄鋼共同体を超国家的共同体たらしめている」と述べている。Ch. de Vischer, *Théories et réalités en droit international public*, 2<sup>e</sup> éd., 1955, pp. 284~285. 決定の直接性のみが超国家的共同体の規準であるかのように書かれているが、そのような決定を行う機関が「最高機関」であり、その最高機関が構成国から独立の地位をもっているということを前提としての上であろう。なおヴィツシエルは *supranational* と *superétatique* を区別し、後者は国際連合の如くその機関が国家に対して決定権を行使するが、個人に対しては直接に決定権を行使しないような機構に対して用いられるとしている。しかし一般的にはこのような使いわけは必ずしも行われていないようである。《国際法用語辞典》には、*Supranational* は「国家間に設立される共同体 (*une communauté*) に対して用いられ、一定の事項に関し構成国の成員に対し直接に行使するところの権限をその共同体の機関が与えられていることを示す形容語」と定義され、ヴィツシエルが引用されている。Dictionnaire

de la terminologie du droit international, 1960, pp. 588~589. この定義には機関の性格についてかかれておらず、直接性のみを規準にしているかにみえるが、同辞典の Communauté の項 (p. 131) を合わせよめば、やはりその機関は共同体の機関として、最高機関の如き institution commune を前提としているようである。ヴァーニエは、他の多くの論者と同様、石炭鉄鋼共同体の超国家的性格をフェデラリスムとの関連において考察しているが、l'autorité supranationale を特色づけるものは何かと設問し、フェデラリスムの第一原理、第二原理として、権限行使の直接性と機関の独立性をあげ、それがともに最高機関にみられる点を述べている。D. Vignes, La Communauté Européenne du Charbon et de l'acier, 1956, pp. 12~13. なお「超国家的」という言葉は、共同体とか機構とかに対して用いられるだけでなく、本文において用いたように地位とか権限に対しても用いられることはいうまでもない。石炭鉄鋼共同体の最高機関と経済共同体の委員会は超国家的機関だといわれる場合は、主にその地位の国家からの独立性についてしているわけである。ロバートソンは《Supranational の意味》と題する一項で、この言葉が用いられたいろいろな場合を例示して論じているが、そこでとくに問題とされているのは、最高機関の supranational powers の本質である。最高機関の権限が超国家的だという場合は、その直接性についていつているわけである。Robertson, op. cit., The meaning of "supranational," pp. 143~148.)

右の規準をもってすれば、経済共同体は超国家的機構とは称しえない。

超国家的機構を、国際機構進化の一段階として把握し、国家結合の度を深めた一種の国際機構をそう呼ぶことによつて、それを伝統的な国際機構およびより高次の国家結合体(連邦)から一応区別して考察することは、それなりに意義はある。しかし超国家的機構は学説の定める範疇にすぎず、法の定める客観的規準があるわけではない。従つて学説の定める規準如何によつて、ある機構が超国家的機構または国際的(国家間的)機構の範疇のいずれにも属しうる。それは国家結合体の国家連合(La Confédération d'Etats)または連邦国家(L'Etat fédéral)への類別の場合に似ている。国家連合および連邦国家もそれを明確に区別する「法規の提供する客観的規準」があるわけではない(田岡良一「国際法講義」上巻一六六頁)。なお国家結合のこの古典的分類はその規準はともかくとして、いずれにしても法技術的観点からなされる分類である。そこで国際機構を同じ観点から分類する場合に、しばしば国家結合のこの古典的分類が引合いに出されることがある。すなわち Organisations internationales と Organisations supranationales と分け、前者を連合型の機構(Organisations de type confédéral)、後者を連邦型の機構(Organisations de type fédéral)

として説明される場合である(C. A. Colliard, *Institutions Internationales*, 1956, pp. 286~287, pp. 392~393.)。

(12) 経済共同体にみられる著しい特色のひとつは、性格の異なる二つの機関すなわち理事会と委員会の密接不離な協力関係である。委員会は「独自の決定権」行使のほか、理事会に対する提案権をもつ。理事会は経済共同体の主たる決定機関ではあるが、多くの場合理事会の決定が「委員会の提案に基いて」なされるべきことを要求される。委員会はその提案権により理事会の決定権に参加するという形がとられている。そして理事会と委員会との永続的な協力関係を保障するためにさまざまな苦心がはらわれている。それは両機関の協力についての諸規定に、理事会、委員会、総会の三機関の関係についての規定のなかに、また理事会の議決方法のなかにみられる(桑原、前掲「理事会」および「総会」の項)。この理事会と委員会との協力制度が経済共同体の独自の制度と称せられる。二機関の右のような関係および各機関の性格から判断して経済共同体においては委員会が「事実上の覇権」を掌握することもありえようという見解(例えばPeninckx, *op. cit.*, p. 20.)もとりうるが、ここではそのような問題にはふれず、最初に述べたような観点からのみ経済共同体のひとつの性格を考察した。

なおすでに引用したもののほか次のものを参照した。

入江啓四郎「欧州石炭鉄鋼共同体の成立」 国際法外交雑誌 五二巻一・二合併号

佐藤和男「シューマン・プランの法的体制」 アジア問題 六巻六号

清水貞俊「欧州経済共同体の性格」 立命館経済学 八巻五・六合併号

L. Cartou, *Le Marché Commun et le Droit Public*, 1959.

A. H. Robertson, *European Institutions*, 1959.